

## 只見線受入体制強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、只見線の全線再開を契機に、地域の機運を醸成するとともに、地域主体による利活用促進を図るため、只見線関連商品の開発や只見線沿線地域の魅力を向上させる事業を実施する事業者等(以下「補助事業者」という。)に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、補助事業者が別表第1に基づく事業を実施する場合に、当該事業に要する別表第2に掲げる経費について、補助事業者に対して交付するものとし、その額は、別表第1に定める補助率により算出した額の範囲内において知事が定める額とする。

### (申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、只見線受入体制強化事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 補助事業者は、前項の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。ただし、規則第4条第3項により、知事は、必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他、知事が必要と認める書類

4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

### (補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- (1) 補助対象経費の20%以内の減額又は補助金交付申請額の変更を伴わない増額をすること。
- (2) 事業の主要な部分に重大な影響を及ぼさない変更をすること。

(変更の承認)

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、只見線受入体制強化事業変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項の別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、只見線受入体制強化事業補助金概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適正を期すため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、只見線受入体制強化事業実施状況報告書(第4号様式)を知事が定める日までに提出しなければならない。

3 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに只見線受入体制強化事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、只見線受入体制強化事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあっては、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 収支精算書
  - (2) 領収書又は支払いを証する書類(写)
  - (3) 機械、器具及び備品等の整備に係るものにあっては写真
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費

税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を只見線受入体制強化事業仕入れに係る消費税相当額報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

- 第 10 条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに只見線受入体制強化事業補助金交付請求書(第8号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

(財産の処分の制限)

- 第 11 条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産」という。)については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、規則第18条第 1 項に規定する取得財産等について、取得財産管理台帳(第9号様式)を備え管理し、第9条及び第13条に定める報告書に添付しなければならない。
- 5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

- 第 12 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

(補足)

- 第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。